

稲、麦類、大豆の種子をめぐる状況

令和 7 年 1 1 月
農林水産省

目次



生産

1-1 稲、麦類、大豆の種子生産の概要	1
1-2 種子の生産の流れ	2



供給

2-1 稲、麦類、大豆の種子の安定供給に向けて(現状)	3
2-2 種子供給体制の課題(稲の一般種子)	4
持続的生産強化対策事業のうち	
持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援	5



法制度

3-1 指定種苗制度の概要	6
3-2 種苗法に基づく稲、麦類、大豆の種子の生産・販売時の遵守事項	7



トレンド

4-1 米の需要動向①	8
4-2 米の需要動向②	9
4-3 中食・外食産業や加工米飯仕向けに適する稲品種の開発が進む ...	10
4-4 (参考)産地品種銘柄数(水稻うるち玄米)の増加	11
4-5 多様化する米の流通品種	12
4-6 加工需要に応じた麦類の品種開発と普及	13
4-7 意欲的な生産拡大に向けた大豆品種転換の動き	14

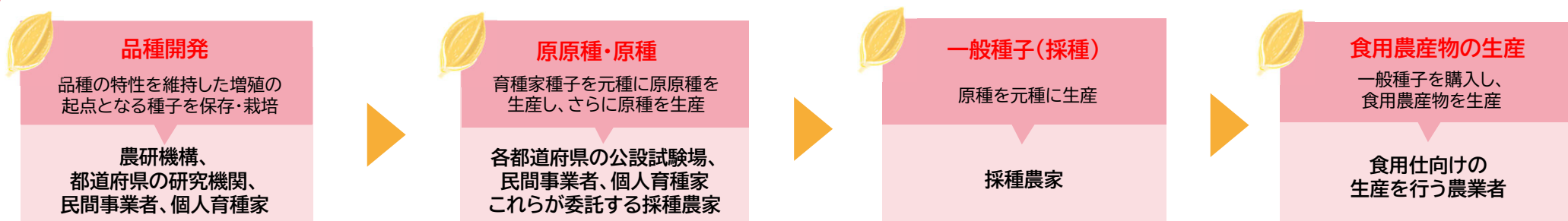


参考

5-1 主要農作物種子法(平成30年4月1日廃止)の概要	15
5-2 主要農作物種子法の廃止について～よくあるご質問～	16
5-3 主要農作物種子法(平成30年4月1日廃止)の条文	17
5-4 各県の種子関連条例及び予算措置	18
5-5 官民の連携、民間の取組み	19

- ・ 稲、麦類、大豆は、農研機構や都道府県の研究機関等で開発された品種が流通の大宗を占める。
- ・ さらに、種子生産は、都道府県が主体となった生産が主流となっており、品種育成者から提供された「育種家種子」から、原原種、原種、一般種子(採種)の3段階の増殖過程を経て、一般種子が農業者へ供給される。
- ・ 各都道府県が毎年度定める種子計画に基づき、主に公設試験場等が原原種及び原種を増殖し、各都道府県に指定された主要農作物種子協会等の委託を受けた採種農家が一般種子を増殖している。

稲、麦類、大豆の種子増殖



稲、麦類、大豆の種子生産の状況(令和5年産)

		原原種	原種	一般種子(採種)	生産物
稲	作付面積	6 ha	135 ha	10,609 ha	135万 ha
	収穫量	13 トン	489 トン	44,482 トン	717万 トン
麦類	作付面積	10 ha	207 ha	6,553 ha	29.6万 ha
	収穫量	23 トン	593 トン	22,721 トン	133万 トン
大豆	作付面積	7 ha	128 ha	3,299 ha	15.5万 ha
	収穫量	9 トン	226 トン	5,674 トン	26.1万 トン

※原原種、原種、一般種子は、穀物課調べ。

生産物は、作物統計。稲は子実用の水陸稲計、麦類は子実用の4麦計、大豆は乾燥子実。

1-2 種子生産の流れ

生産

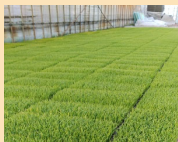
- 種子の品質の良否が収穫物の生産性や品質に影響を及ぼすため、高い純度、無病性、発芽率・発芽勢が求められる。
- このため、播種する段階から栽培管理、収穫、調製に至る全ての過程で他品種の混入や品質の劣化等を防ぐための管理が必要となり、一般栽培と比べて作業工程数が多く、労働時間が長い。
- 種子調製施設(種子センター)では複数品種を扱うことから、品種切替え時には、機器を数日かけて解体・清掃するなど、異品種混入防止のための細心の注意の下で徹底した調整・選別等が行われている。

種子生産の流れ(稲の例)



- ・ほ場を品種ごとにまとめ、自然交雑や機械的混種の防止を図る。
- ・慣行比で減肥栽培として、倒伏防止、病害・虫害防止を図る。定植後は定期的にほ場に立ち入り、病害・虫害の発生程度を注視し、徹底した防除を行うとともに、病害株や異茎株、異茎株の疑いがある株は除去する。
- ・収穫に際しては、発芽率の低下を招く種子の損傷を防ぐため種子用コンバインを使用するなど十分注意する必要がある。

育 苗
育苗ハウス、播種機等



移 植
田植機



異茎株の除去
異茎株の稲を手作業で抜き取り



ほ場審査

収 穫



種子用コンバイン

- ・掃除しやすい構造。
- ・穀粒の損傷を少なくするため、こぎ胴の回転数を標準回転数より下げられる。

包装機



低温倉庫



- 【包装機、低温倉庫等】
品質保持のため、必要に応じて低温倉庫で保管し、出荷する前に発芽試験や種子消毒を行う。

2-1 稲、麦類、大豆の種子の安定供給に向けて(現状)

供給

- 種子は、農業生産に欠かせない農業資材であり、種子の品質の良否が収穫物の生産性や品質の良否に直結するため、高品質な種子が安定供給されることが重要。
- 稲、麦類、大豆の種子について、国内産種子需要に対する供給率は100%。
- 現状では、県等が直接又は委託して増殖し、農業者に供給している種子が大宗を占めており、不足時は、食用仕向けの収穫物を種子に転用して対応。

稲、麦類、大豆の種子の国産割合の試算(令和6年産)

- 稲は、種子として利用可能な「もみ」の輸入実績は認められず、国内で使用されている種子のほぼ全量が国内産であると考えられる。
- 麦類及び大豆は、貿易統計上、わずかに「播種用のもの」として輸入されているが、一般的な食用仕向けの生産に使用されている事例や流通は確認されていない。
- このため国内産種子需要に対する供給率は100%と考えられる。

品目名	R6作付面積※1 (作物統計) A	推計播種量 B	必要種子量 C=B×A	(参考)R5種子輸入量 (貿易統計)※2 D	備 考
稲	135.9 万ha	35 kg/ha	47,565 t	—	
麦類	29.7 万ha	70 kg/ha	20,790 t	貿易統計上「麦」等のうち「播種用のもの」として計上されているもの 136 t	輸入は非食用の緑肥等向けと考えられ、食用麦への利用は確認されていない。
大豆	15.4 万ha	60 kg/ha	9,240 t	貿易統計上「大豆」のうち「播種用のもの」として計上されているもの 12 t	輸入は用途不明だが、食用大豆への利用は確認されていない。

※1 R6作付面積の稲は子実用の水陸稲計、麦類は子実用の4麦計、大豆は乾燥子実。

※2 令和6年1月～令和6年12月累計。

2-2 種子供給体制の課題(稲の一般種子)

供給

- 種子生産は、栽培期間中の異株の除去など熟練者の手作業に依存する作業体系であるため、担い手減少や高齢化による労力不足の影響が顕著であることに加え、都道府県においては種子調製施設(種子センター)や設備の老朽化等により、品種の追加や生産量の維持・拡大が困難となっている産地もある。
- 一方、近年は、高温耐性や多収性の品種など、多様な品種の種子供給が求められる状況となっていることから、多様な担い手の確保や生産力の拡大を図るため、省人・省力的な生産技術の開発などが期待されている。

種子生産現場の人員減少・高齢化の状況(水稻、令和元年度全種協※調べ)

調査年度	種子生産者数 (人)	採種ほ面積 (千ha)
H23	10,265	11.7
R元	8,171	10.8
増減状況	▲20.4%	▲7.7%

種子生産者の減少が加速

調査年度	年齢構成比				
	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
H23	3.2%	8.7%	21.5%	39.2%	27.4%
R元	1.8%	7.7%	21.4%	38.5%	30.5%
増減状況	▲1.4ポイント	▲1.0ポイント	▲0.1ポイント	▲0.7ポイント	+3.1ポイント

高齢化も加速

種子センターの年代別設置状況(平成27年度全種協調べ)

設置年	S63年以前	H元~10	H11~20	H21年以降
施設数	80	47	30	12
年代別シェア	47.3%	27.8%	17.8%	7.1%

約半数が、昭和63年以前に設置

高品質な種子を供給するために 産地が実施していること

▶求められる種子の基準(7頁参照)

- ・ 高い純潔種子率(異品種粒、異種穀粒を含まない)
- ・ 高い発芽率(稲:90%以上、麦類・大豆:80%以上)
- ・ きょう雑物(雑草種子や病害虫種子)がほとんど含まれていない

品種や生産管理に関する高度な知識・技術力に加え、きめ細やかな栽培管理が求められる。

▶きめ細やかな栽培管理とは？

- ・ 交雑防止対策
→周辺ほ場との間に十分な緩衝帯を設置
→周辺ほ場の栽培品種と出穂期に大きな差のある品種を栽培
- ・ 異茎株等の抜き取り
(手作業で栽培期間中に2~3回以上)
- ・ 施肥及び防除
→倒伏、病害、虫害防止のため減肥栽培、徹底した防除 など



真夏に異茎株等を抜き取りしている様子

<対策のポイント>
稲、麦類及び大豆の種子生産に当たっては、熟練者の手作業を前提とした労働集約型の作業体系であり、担い手の減少と高齢化の進展により種子生産体制が脆弱化しつつある状況であるため、持続的な種子生産や多様なニーズに対応した生産・供給体制の構築に必要な取組を支援します。

<事業目標>
○ 稲、麦類、大豆の国産種子需要に対する供給率（100%維持〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 健全種子生産のための施設整備 **100百万円**
優良品種の普及に向け、原原種等の品質向上に必要な施設整備を支援します。

2. 種子生産への新規参入の促進支援 **70百万円**
① 新規参入の促進支援
新たに種子生産に取り組む農業者に対して支援します。
② 転用種子の活用支援
生産者の需要が種子の在庫を超過した場合に、食用のものを種子として活用するために必要な取組にかかる経費を支援します。

3. 種子生産の省力技術確立 **100百万円**
高度技術等を要する種子生産の省力化に資する技術の実装を支援します。

4. 新規導入品種の増産体制構築に対する支援 **90百万円**
多様なニーズに対応した新規導入品種への転換や新規種子生産者の育成に必要な種子生産・供給体制を構築するための取組や機械導入を支援します。

5. 需要変化に対応した種子供給体制の強化支援 **297百万円**
高温耐性品種などニーズの高い品種の緊急的な需要変動に対応するため、種子の増産や備蓄期間の延長に係る実証のための経費を支援します。

<事業の流れ>

国

都道府県

民間団体等

民間団体等

（1、2、4、5の事業）

（3の事業）

<事業イメージ>

健全種子生産のための施設整備

高い純度や無病性が確保できる隔離施設

高い品質を維持可能な品質保持施設

種子生産の省力技術確立

技術を要し、重労働で手間がかかる作業体系をAI等の活用や他品目での成果の横展開により軽労化

新規参入の促進支援
新規導入品種の増産体制構築に対する支援

新品種の導入や新規種子生産者の参入を支援

需要変化に対応した種子供給体制の強化支援
転用種子の活用支援

種子生産に関わる各段階の課題に総合的に対応

- ・ 稲、麦類、大豆の種子・苗を含めた種苗の適正な流通を確保するため、種苗法に「指定種苗制度」(法第58条～第66条)が定められている。
- ・ 指定種苗制度では、生産等に関する基準や表示に関する基準が定められている。
- ・ 指定種苗に係る基準が遵守されていることを国等が流通種苗を定期的に検査することで確認しており、稲、麦類、大豆の種子については、広域種苗業者は国が、その他の種苗業者は都道府県が検査主体となっている。

種苗法の目的

新品種保護のための「品種登録制度」と種苗の適正な流通を確保するための「指定種苗制度」について定め、品種の育成振興と種苗の流通の適正化を図ることで、農林水産業の発展に寄与すること。

指定種苗制度の目的

指定種苗制度とは、種苗についてその外観による品種、発芽率等の品質や生産地の識別が困難であることから、適正な表示等を種苗業者に義務付けることにより、種苗の品質等の識別を可能とし、種苗の流通の適正化を図るとともに、種苗の需要者である農業生産者を保護するもの。

指定種苗制度
Q&A



■ 制度の主な概要

指定種苗 (種苗法第2条第6項)	農林水産大臣が農業生産上重要と考えられる植物等を指定 →稲、麦類、大豆の種子・苗が含まれている
種苗業者の届出 (種苗法第58条)	指定種苗を販売する一定の種苗業者は届出を行う必要がある →種苗業者は、種苗会社、個人、農業法人など
表示の義務 (種苗法第59条)	全ての種苗業者に対し、指定種苗を販売する際、指定種苗に一定の事項の表示が義務となっている
生産等に関する基準 (種苗法第61条第1項)	優良な品質の種子の流通を確保するため、生産、調整、保管又は包装について種苗業者等が遵守する基準を定めている
検 査 (種苗法第62条～第65条)	表示、生産等の基準の遵守が適切になされているかを定期的に検査

指定種苗制度における国と都道府県の事務分担

種苗法第66条第1項では、都道府県知事が、農林水産大臣に属する種苗法第59条第4項(指定種苗品種特徴表示基準の遵守勧告)、種苗法第60条(指定種苗についての命令)、種苗法第61条第2項及び第3項(生産等基準の遵守勧告及び勧告に従わない者の公表)、種苗法第62条(指定種苗の集取)及び種苗法第65条(報告の徴収等)の権限に属する事務の一部を政令で定めるところにより行うことができることを定めている。

種苗法施行令第5条では、都道府県知事が行う事務について、都道府県が、稲、麦類(大麦、はだか麦、小麦をいう。)及び大豆の種子の集取、報告徴収等の事務及びこれらの種子を扱う種苗業者に対する命令、販売禁止処分等の事務を行うこととしている。

種苗法施行令



	稲、麦類、大豆の種子	その他の指定種苗
指定種苗の指定 (第2条第6項)	国	国
品種特徴表示基準・生産等基準の制定 (第59条第3項、第61条第1項)	国	国
種苗業者届出の受理 (第58条)	国	国
指定種苗集取・報告徴収等 (第62条、第65条)		
ア 同一県内のみに営業所を有する種苗業者に対するもの	都道府県	国
イ 複数県に営業所を有する種苗業者に対するもの	都道府県又は国※	国
勧告・命令等 (第59条第4項、第60条、第61条第2項・第3項)		
ア 同一県内のみに営業所を有する種苗業者及び生産を業とする者に対するもの	都道府県	国
イ 複数県に営業所を有する種苗業者に対するもの	国	国

※ 国が行う場合は、種苗の流通の適正化を図るため、特に必要があると認めたときに限る。

3-2 種苗法に基づく稲、麦類、大豆の種子の生産・販売時の遵守事項

法 制 度

- ・ 食用又は酒造用に仕向ける稲、麦類、大豆の種子・種苗を販売等する場合には、種苗法に基づき「指定種苗制度(生産等に関する基準や表示に関する基準等)」及び「品種登録制度(当該種苗が登録品種の場合等)」を遵守する必要がある。
- ・ 指定種苗制度における生産等に関する基準では優良な品質の指定種苗の流通を確保するため発芽率等の基準が、表示に関する基準では種子の販売時に必要となる表示事項が定められている。
- ・ 加えて、品種登録制度において登録品種を譲渡する場合、登録品種である旨の表示や、海外への持出制限等に係る事項等の表示が義務付けられている。

(種苗法告示)

生産等に関する基準 (種苗法第61条第1項)

優良な品質の種子の流通を確保するため、種苗業者等が遵守する基準を定めている。

詳細はこちら



■ 生産に係る主な遵守事項

以下の事項を遵守すること等により、品種の純度が稲、麦類、大豆では100%になるよう努めること。

採種ほ場	・隣接するほ場との間が区分され、十分な距離が確保されていること ・原種のほ場で使用する種子は、原原種であること ・一般種子のほ場で使用する種子は、原種であること ・異種株、異品種株及び品種特性が明らかに変異した変異株について、稲、麦類、大豆の採種ほ場において、異種株等を除去すること ・種子伝染性の病害虫の防除を徹底するとともに、病害虫(種子伝染性の病害虫を除く。)及び雑草が農作物の生育に影響を及ぼさないよう管理すること など
------	---

■ 調整に係る主な遵守事項

異種異品種の混入	純潔種子(異種種子、異品種種子及びきょう雑物を除いた種子をいう)率が、技術的に困難な場合を除き100%
雑草種子の混入	稲及び麦類:0.2%以内 大豆:混入していないこと
病虫害種子の混入	稲及び麦類:0.5%以内、大豆:10%以内 ただし、種子伝染性の病虫害種子は混入していないこと
発芽率	稲:90%以上、麦類及び大豆:80%以上

表示に関する基準及び品種登録制度に係る義務表示事項

(種苗法第59条)

(種苗法第21条の2、22条、55条)

詳細はこちら

さらに稲、麦類、大豆の種子は、品種特徴表示基準の規定に沿った表示も定めている。(苗の場合は表示は不要)



■ 表示事項 ※赤字は登録品種を譲渡する場合の登録品種制度に基づく義務表示

・ 全ての指定種苗で必要となる表示
(例:稲)

(種苗法第59条第1項、第2項)

・ 品種特徴表示基準で必要となる種子の表示
(例:稲)

(種苗法第59条第3項)

業者名	株式会社〇〇〇〇
住 所	〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇
種 類	水 稻
品種名	〇〇(登録品種) 海外持出禁止及び〇〇県のみ栽培可(公示(農水省Webサイト)も参照) <注意1>(種苗法第22条) →登録品種名を使用する義務 <注意2>(種苗法第21条の2、第55条) →「登録品種であること」の表示に加え、「輸出の制限」や「栽培地域の制限」がある場合の表示が義務
生産地	〇〇県
採種年月 (又は有効期限)	令和〇年〇月
発芽率	〇〇%
数 量	〇〇kg
使用農薬名	(有効成分の種類) (使用回数)

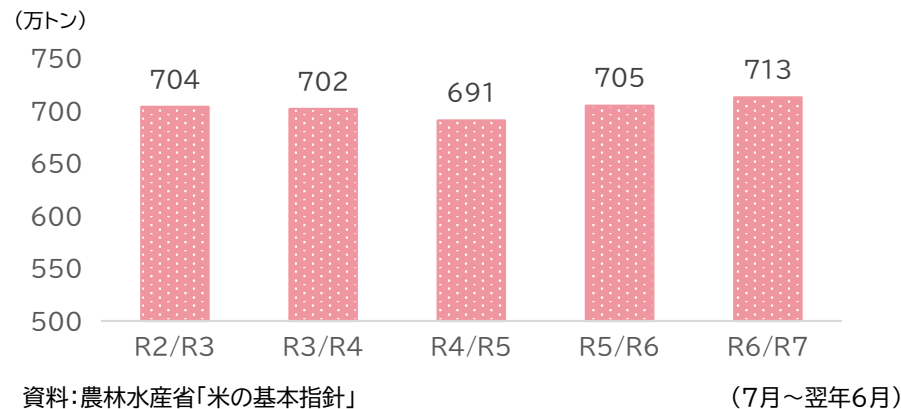
栽培適地		〇〇〇〇	
用 途		食 用	
重要な形質	早 晩 性	中	
	稈 長	中	
	草 型	中 間	
	耐倒伏性	弱	
	耐冷性	中	
	耐病性	いもち病	中
		白葉枯病	中
		縞葉枯病	有
玄米の 見かけの品質		中	
栽培上の注意		倒伏しやすいので 多肥を避けること	

4-1 米の需要動向①

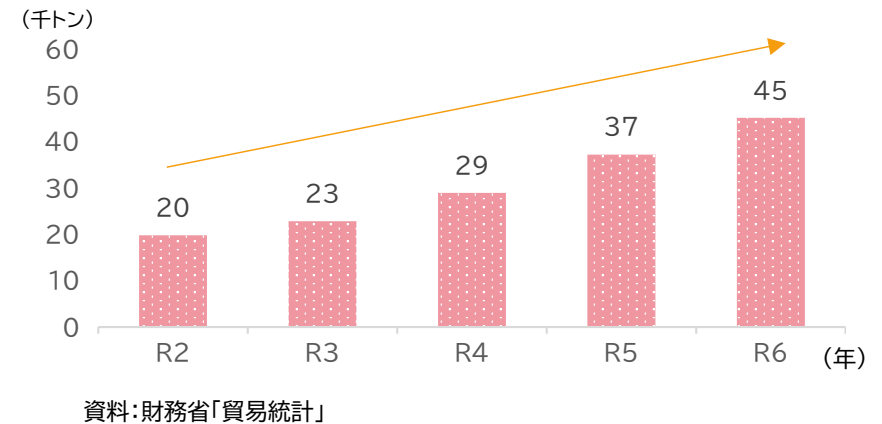
トレンド

- 主食用米の国内需要量は年々減少する一方、海外における日本食レストランやおにぎり店などの需要開拓を進めた結果、米の輸出量は令和6年に約45千トンとなり、直近4年間で倍増。
- 国内の需要では、「パックご飯」は手軽に食べられるだけでなく、保存食、非常食としての利便性が再評価され需要が伸びており生産量が増えている。また、「米粉用米」は小麦粉の代替となる「ノングルテン食品」として注目され、様々な用途での需要が広がっており、一定の生産が行われている。

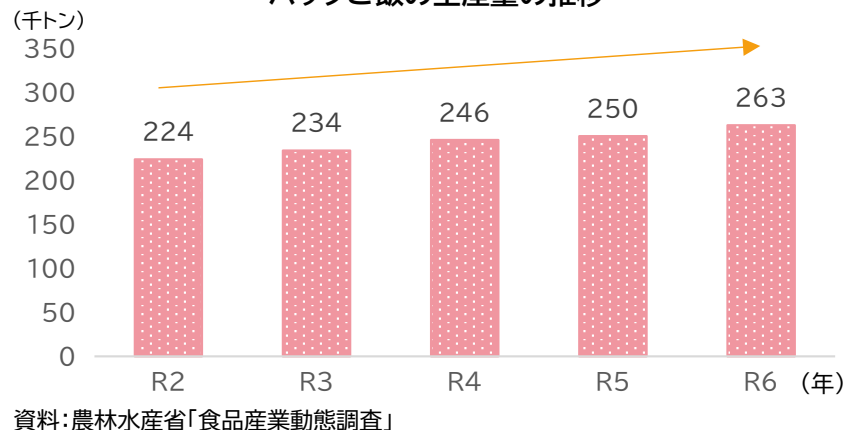
主食用米の需要量の推移



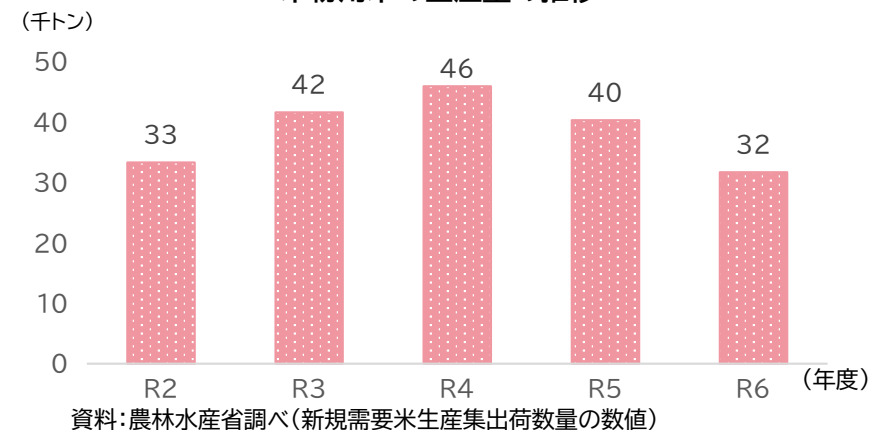
商業用米の輸出実績



パックご飯の生産量の推移



米粉用米の生産量の推移

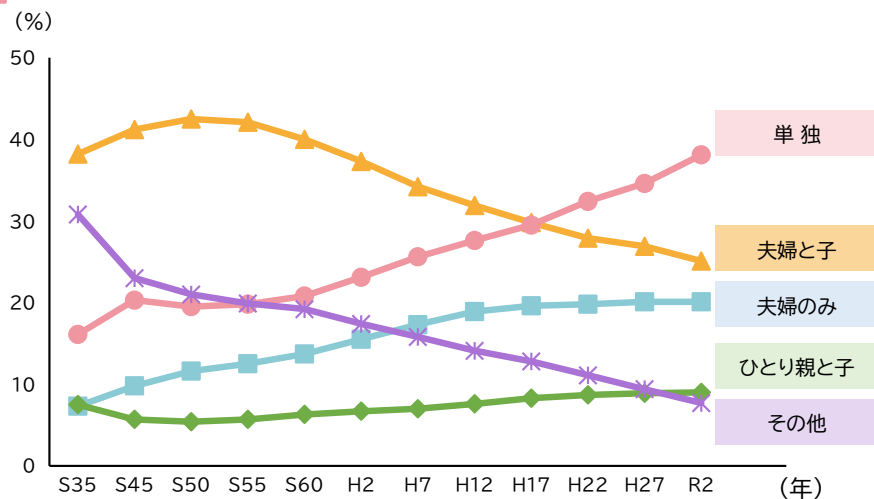


4-2 米の需要動向②

トレンド

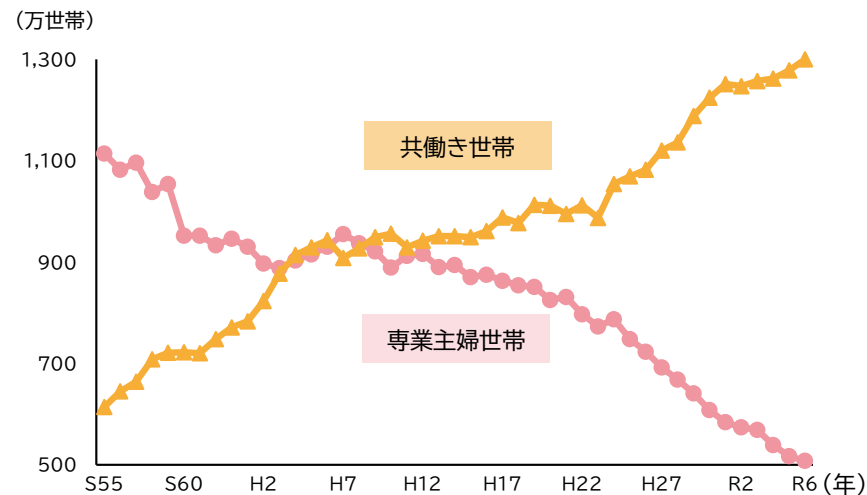
- 世帯構成の変化(単身世帯の増加)や社会構造の変化(共働き世帯の増加)により、食の簡便化志向が強まっており、米を家庭で炊飯する割合が低下する一方で、中食・外食の占める割合は増加。

家族類型別にみた一般世帯の構成割合の推移



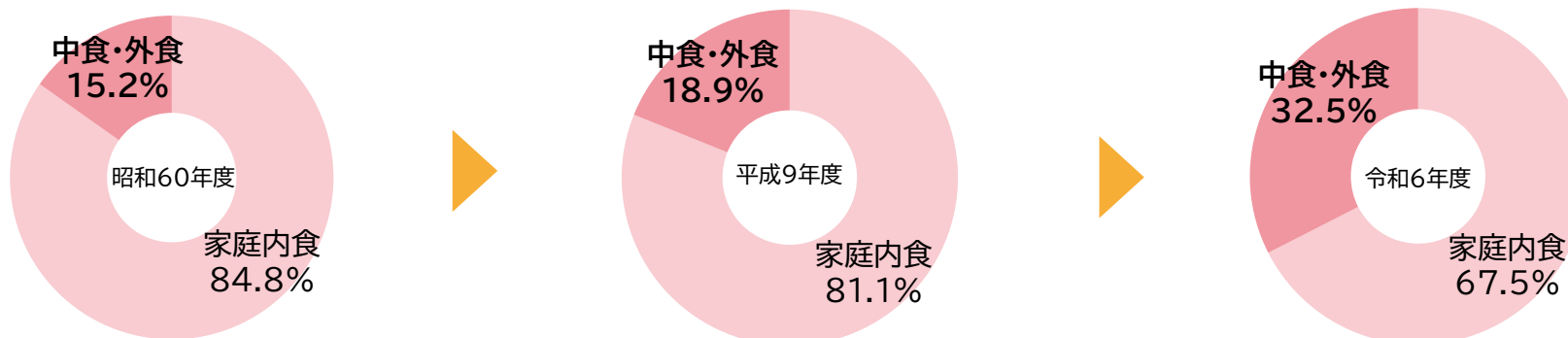
資料:総務省統計局「国勢調査報告」

専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移



資料:独立行政法人労働政策研究・研修機構「専業主婦世帯と共働き世帯」

精米の販売における家庭内及び中食・外食産業仕向けの占める割合の推移



資料:昭和60年度、平成9年度は、農林水産省「米の1人1ヶ月当たり消費量」、令和5年度は、米穀機構「米の消費動向調査」

4-3 中食・外食産業や加工米飯仕向けに適する稲品種の開発が進む

トレンド

- 増加する中食・外食産業に仕向けられる業務用の主食用米や加工米飯需要に対応可能な稲品種が開発されている。

中食・外食向け多収性の品種の例

…育成者

しきゆたか (ハイブリッドとう ごうシリーズ)	東北以南向け。 多収性に優れる耐倒伏性の良食味品種。 うるち、半もちの2種類4系統。	豊田通商(株)	大粒ダイヤ	南東北以南向け。 多収の極良食味品種。 また、玄米千粒重が29gと、驚くほど大粒の品種。	(株)トオツカ種苗園芸
ICS6号(幸の栖) さち すみか	大粒で業務用に適する多収の良食味品種。 倒伏に強く、刈り遅れても胴割れしにくい。	住友化学(株)・農研機構	ゆきさやか	北海道向け。 やや低アミロース・低タンパクで多収の極良食味品種。	農研機構
ちほみのり	東北以南向け。 多収で直播栽培向きの良食味品種。	農研機構	雪ごぜん	北海道向け。 やや高アミロース・低タンパクの多収・良食味品種。	農研機構
つきあかり	東北中部以南向け。 早生で多収の極良食味品種。	農研機構	ゆみあずさ	東北中部以南向け。 多収でいもち病に強い。	農研機構
にじのきらめき	北陸・関東以西向け。 高温耐性に優れた多収の良食味品種。	農研機構	しふくのみり	東北中部以南向け。 高温、いもち病に強く直播栽培に向く多収の良食味品種。	農研機構
あきだわら	北陸・関東以南向け。 「コシヒカリ」より多収で「コシヒカリ」に近い良食味品種。	農研機構	ほしじるし	北陸・関東以西向け。 「コシヒカリ」より多収の二毛作向き良食味品種。	農研機構
恋初めし	西日本向け。 耐病性が強い多収で良食味の品種。	農研機構	あきあかね	北陸・関東以西向け。 大粒で玄米の品質が優れる多収の良食味品種。	農研機構
さとのつき	西日本向け。 低アミロース米で多収の良食味品種。	農研機構	恋の予感	関東以西向け。 「ヒノヒカリ」より多収で高温耐性に優れた良食味品種。	農研機構
たちはるか	九州及び西日本の平坦地向け。 耐倒伏性・耐病性を備えた低コスト直播栽培向き多収品種。	農研機構	秋はるか	暖地及び温暖地西部の平坦地向け。 多収でいもち病、縮葉枯病に強く高温耐性に優れた良食味品種。	農研機構
そらゆき	耐冷性、耐病性を持ちもみ割れの発生が 少ない多収品種。	北海道	実りつくし	高温耐性を持ち、大粒で炊飯米の見栄えが良い品種。 粘りがあり、冷めても硬くなりにくい。	福岡県

加工米飯向け多収性の品種の例

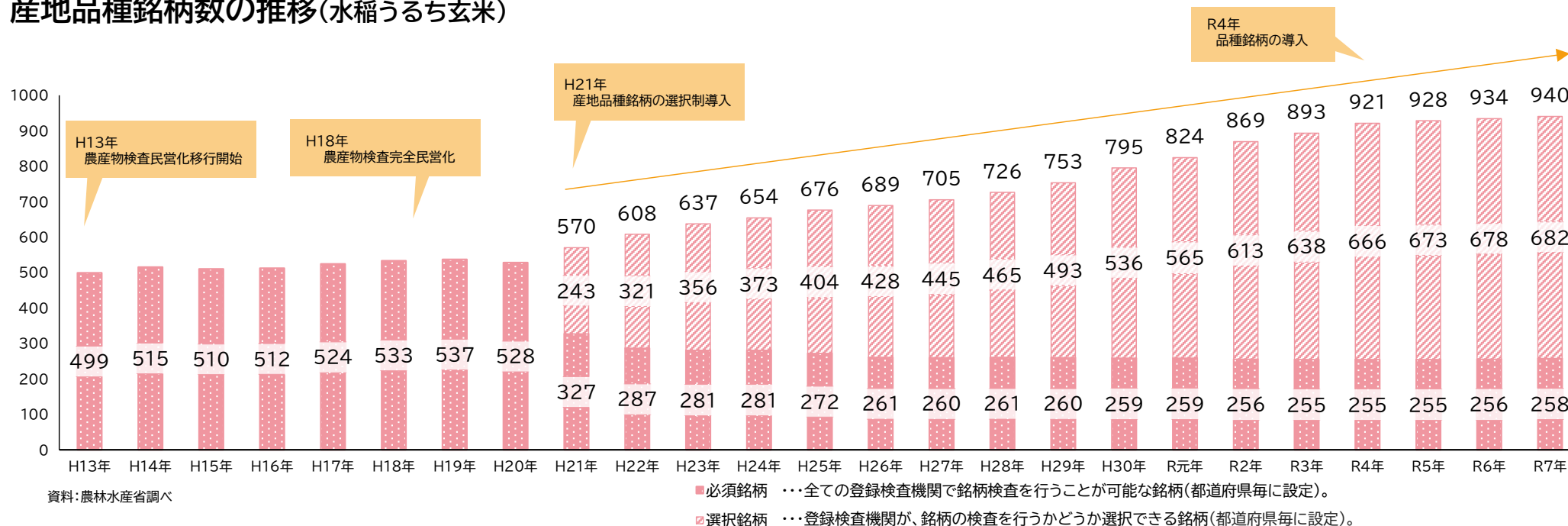
やまだわら	北陸・関東以西向け。 極多収で粘りが弱い、中生～晩生の加工米飯用品種。	農研機構	とよめき	北陸・関東以西向け。 極多収で粘りが弱い、早生～中生の加工米飯用品種。	農研機構
-------	--	------	------	--	------

4-4 (参考)産地品種銘柄数(水稻うるち玄米)の増加

トレンド

- ・ 水稻うるち玄米の産地品種銘柄数は、年々増加し、各都道府県のブランド志向の品種に加え、気候変動の影響により、懸念される長期的な高温傾向に対応した「高温耐性品種」や、輸出用、中食・外食産業仕向けの「多収性の品種」を中心に新規設定が進んでいる。
- ・ 銘柄数が増えることで、種子生産が必要な品種数も増加することとなる。

産地品種銘柄数の推移(水稻うるち玄米)



▶産地品種銘柄とは？

適用農産物：米穀(精米を除く。)、麦類(強力小麦を除く。)、大豆、そば

産地品種銘柄は、農産物検査法に基づき定められた「農産物規格規程」により都道府県から申請を受け、農林水産省が設定するもので、毎年都道府県ごとに、都道府県名+品種名で指定されている。

また、産地品種銘柄は、必須銘柄と選択銘柄の2つの区分に分かれている。

※具体的な産地品種銘柄の設定状況については、農林水産省及び都道府県のWebサイトで確認ください。

水稻うるち玄米を例として

●●県産コシヒカリ

都道府県名

品種名

産地品種銘柄

令和6年度
産地品種銘柄



農産物検査と近年の動き

- ・ 農産物検査は、農産物検査法に基づき、民間の登録検査機関が実施する米・麦類・大豆等に関する検査で、農業者等が任意で農産物の種類・銘柄・品位等の検査を受けることができるもの。
- ・ 農産物検査には、品位等検査(種類・銘柄・品位・量目など)と成分検査(たんぱく質・アミロース・でん粉などの含有量分析)がある。
- ・ 市場で流通するお米の表示は、農産物検査証明に従うものとされていたが、令和3年2月の食品表示基準の改正により、同証明を受けていない場合でも根拠を示す資料等の保管を要件として、産地、品種、産年の表示を行うことができるようになった。
- ・ 令和4年産米から、都道府県ごとに検査を受けられる品種を指定する「産地品種銘柄」に加え、全国一本で品種を指定する「品種銘柄」を設定し、「産地品種銘柄」に指定されていない品種も検査を受けられるように改正。
- ・ 品種数の増加に伴い、農産物検査員の負担軽減を図り、消費者ニーズや流通の実態等に対応した検査内容へ変更(平成21年、令和4年)

農産物検査法



農産物規格規程



4-5 多様化する米の流通品種

トレンド

- 近年(平成27年産～令和5年産)は、作付比率上位5品種は変化していない状況。
- 米の供給過剰を背景として、良食味を求める消費者ニーズに応える品種開発に重点が置かれ、特に都道府県等では高価格帯中心の一般家庭用向けの高級ブランド志向の品種開発・品種の切り替えが進められている。
- 一方で、気候変動の影響により懸念される、長期的な高温傾向に対応した「高温耐性品種」への転換や、輸出用米、中食・外食の需要が増加する中で、需要に応じた生産を推進するため、高単収で低コスト生産が可能な「多収性の品種」の導入が実需者と結びついたJAや大規模生産者等によって進められている。

主な水稻作付品種(割合)の変遷

	平成27年産		平成27年産		令和5年産	
	品種名	作付比率	品種名	作付比率	品種名	作付比率
1	コシヒカリ	28.1	コシヒカリ	36.1	コシヒカリ	33.1
2	ササニシキ	11.3	ひとめぼれ	9.7	ひとめぼれ	8.3
3	日本晴	6.6	ヒノヒカリ	9.0	ヒノヒカリ	7.4
4	あきたこまち	4.4	あきたこまち	7.2	あきたこまち	6.7
5	ゆきひかり	3.4	ななつぼし	2.8	ななつぼし	3.3

資料:平成27年産は農水省調べ。平成27年産、令和5年産は、(社)米穀安定供給確保支援機構情報部調べ。

都道府県で開発された主なブランド品種の例

産地においては、高価格帯中心の一般家庭用の米を生産したいとの意向が強く、高価格帯を目指すことができる良食味品種の開発や振興が進む。



※[]内は、開発を行った都道府県、開発都道府県における産地品種銘柄登録年
※高温耐性品種は穀物課調べ(都道府県Webサイトに高温耐性を有する旨の記載が確認された品種)

高温耐性品種の開発

近年、気候変動の影響で高温傾向が続き、白未熟粒等による精米歩留まりの減少や不稔等による収量減少

今後も長期的な高温傾向が続く懸念を背景に、高温耐性品種の開発、現場への導入が進む

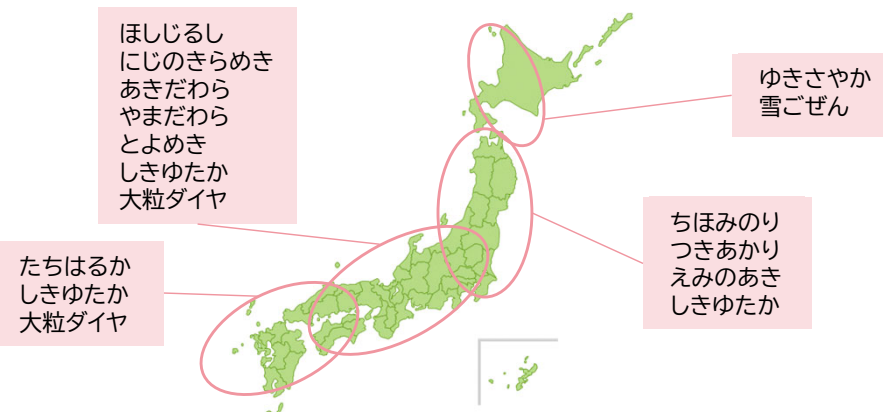
多収性の品種の開発

(卸・小売・外食等)
品種名を使用しない販売形態であるので、高価格なブランド米ではなく、弁当や丼物などに使いやすい優れた業務用米が欲しい！
(生産者)
ニーズに答えるため、高単収で低コスト生産できる米を供給、所得を向上したい！

需要に応じた生産を進めるため、民間事業者、農研機構、道府県による品種開発が進む

さらに、実需者と結びついたJAや大規模生産者等によって導入が進められている

主食用に向く多収性の品種の栽培適地



4-6 加工需要に応じた麦類の品種開発と普及

トレンド

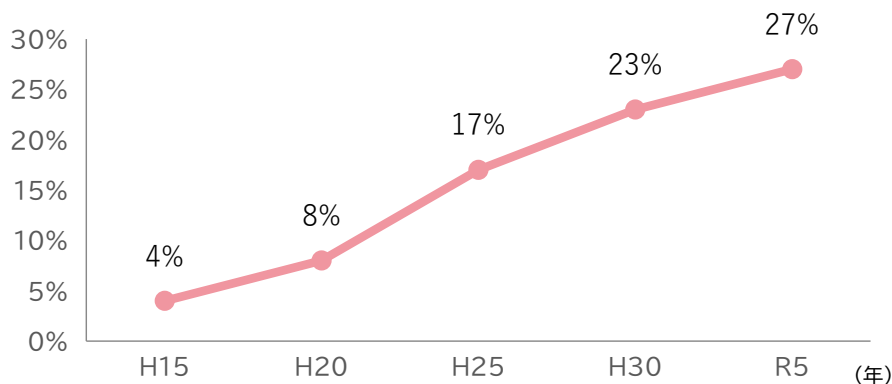
- 小麦の用途別の国産使用割合は、日本麺用で6割程度となっている一方、用途別仕向け量の多いパン・中華麺用では1～2割の使用に留まっており、今後、国産に切り替える余地は大きい。
- 小麦は、近年、外国産と比較して引けをとらない収量性・品質の品種が育成され、パン・中華麺用小麦の作付比率は上昇しており、実需者が求める品質や栽培性に優れた品種の開発・普及を進める必要がある。
- 大麦についても、従来品種と比較して、穂発芽耐性や耐倒伏性といった栽培適性、健康機能性成分の含有量や食味等に優れた品種の開発・普及が進んでいる。

小麦の主な用途別使用量と代表的な銘柄品種

用途	用途別使用量 (万ト)	うち国産使用量 (万ト)	国産比率 (%)	代表的な 銘柄品種
パン	236	19	8	ゆめちから 春よ恋 せときらら
中華麺	100	7	7	ちくしW2号(ラー麦)
日本麺	70	40	57	きたほなみ さとのそら
菓子	66	11	16	きたほなみ 北見95号、さとのそら

資料：令和5年度に実施した実需者ヒアリングをもとに農林水産省(貿易業務課)で作成(令和4年玄麦ベース)

パン・中華麺用小麦の作付比率の推移



資料：穀物課調べ

麦類の新品種の事例

ゆめちから

…平成20年育成

北海道向け秋まきの強力小麦品種で、縞萎縮病、赤さび病などの耐病性、耐倒伏性にも優れている。従来の春まきのパン・中華麺用品種と比べて収量も高く、日本麺用の中力小麦とブレンドすることで優れた製パン適性を示す。



せときらら

…平成25年育成

温暖地向けのパン用品種で、従来品種(ミナミノカオリ、ニシノカオリ)よりも2割以上多収で穂発芽や赤かび病に強く、製パン性にも優れている。

ニューサチホゴールデン

…平成27年育成

従来品種で課題となっていた、ビール中の脂質を酸化させ、ダンボール臭と言われる不快臭の発生や泡持ちの低下の原因となる「脂質酸化酵素リポキシゲナーゼ」を含まない二条大麦品種。鮮度劣化しにくいビールの製造が期待できる。



ニューサチホゴールデン

ホワイトファイバー

…平成28年育成

もち性の六条大麦品種で健康機能性成分β-グルカンの含有量も従来品種の1.5倍程度と多い。精麦の白度も高く、もち麦ご飯の食感、外観の評価も高い。



東山皮糠109号
(ホワイトファイバー)
の55%搗精粒

4-7 意欲的な生産拡大に向けた大豆品種転換の動き

トレンド

- 大豆の仕向け先である加工食品のうち、特に豆腐や味噌、納豆は差別化を図る観点等から国産使用の増加が見込まれる。国産大豆は、実需者から味の良さ等の品質面で評価され需要は堅調であるものの、気象条件の影響により、生産年や地域によって単収にバラつきが生じやすい作物である。そのため、実需者が求める数量・品質等に対応した供給の実現に向けて、品種の更新を進めていくことが必要である。
- 近年、多収の米国品種と加工適正が高い日本品種を交配し、国内で普及している品種と比較して2割以上多収の新品種が開発されており、国産大豆の安定生産と供給拡大を加速化することが期待される。

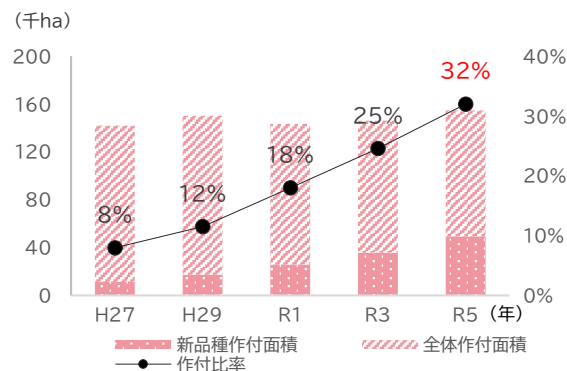
大豆の主な用途別使用量と代表的な銘柄品種等

用途	用途別使用量 (万トン)	うち国産使用量 (万トン)	国産比率 (%)	代表的な 銘柄品種
豆腐	45.2	13.0	29	とよまさり、フクユタカ 里のほほえみ
納豆	16.6	4.2	25	とよまさり、ユキシズカ フクユタカ
味噌	12.3	1.2	14	とよまさり、フクユタカ リュウホウ

資料：ヒアリングをもとに穀物課で作成。大豆使用量、国産比率はヒアリングを基にした穀物課推計。
(令和6年ベース)

生産拡大に向けた品種転換

▶ 新品種の作付状況



資料：穀物課調べ。新品種とは、平成20年以降に育成された品種。

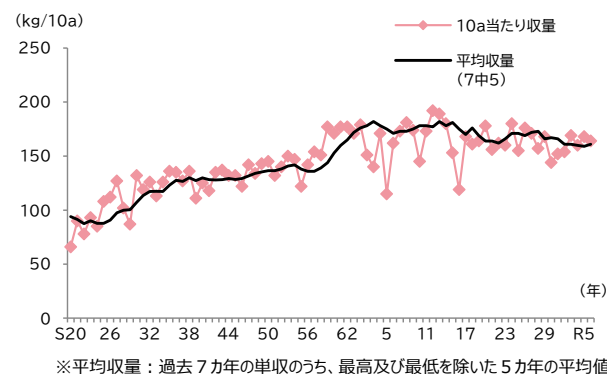
▶ 品種別作付面積(上位10品種) 令和5年産

品種	育成 年次	作付面積 (千ha)	作付 比率
フクユタカ	S55	27.1	18%
ユキホマレ	H13	16.0	10%
里のほほえみ	H20	15.8	10%
リュウホウ	H7	13.6	9%
ユキホマレR	H21	8.5	5%
ミヤギシロメ	S36	6.1	4%
ユキシズカ	H14	5.7	4%
おおすず	H10	5.6	4%
とよみづき	H24	5.3	3%
フクユタカA1号	H25	4.4	3%
上位10品種計		108.1	70%
全国作付面積		154.7	100%

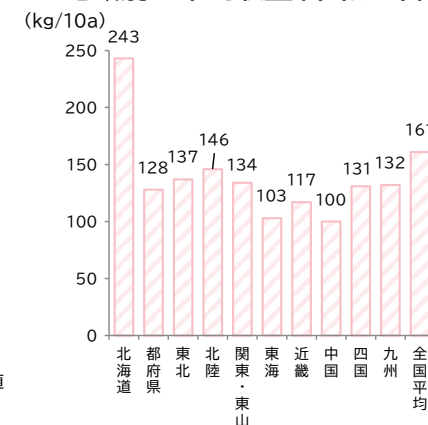
※赤字は、平成20年以降に開発された品種。

単収の推移

▶ 単収の推移(全国:田畑平均)



▶ 地域別の平均収量(令和6年)



普及が期待される主な新品種の事例

そらみずき、そらみのり …… 令和5年育成

そらひびき、そらたかく …… 令和6年育成

国内で普及している品種と比較して2割以上多収で、豆腐等への加工適性や英が弾けにくい性質(難裂莢性)を有する。

栽培適地：関東～近畿地域(そらみずき) 東北南部～北陸地域(そらひびき)
東海～九州地域(そらみのり) 東海～九州地域(そらたかく)

5-1 主要農作物種子法(平成30年4月1日廃止)の概要

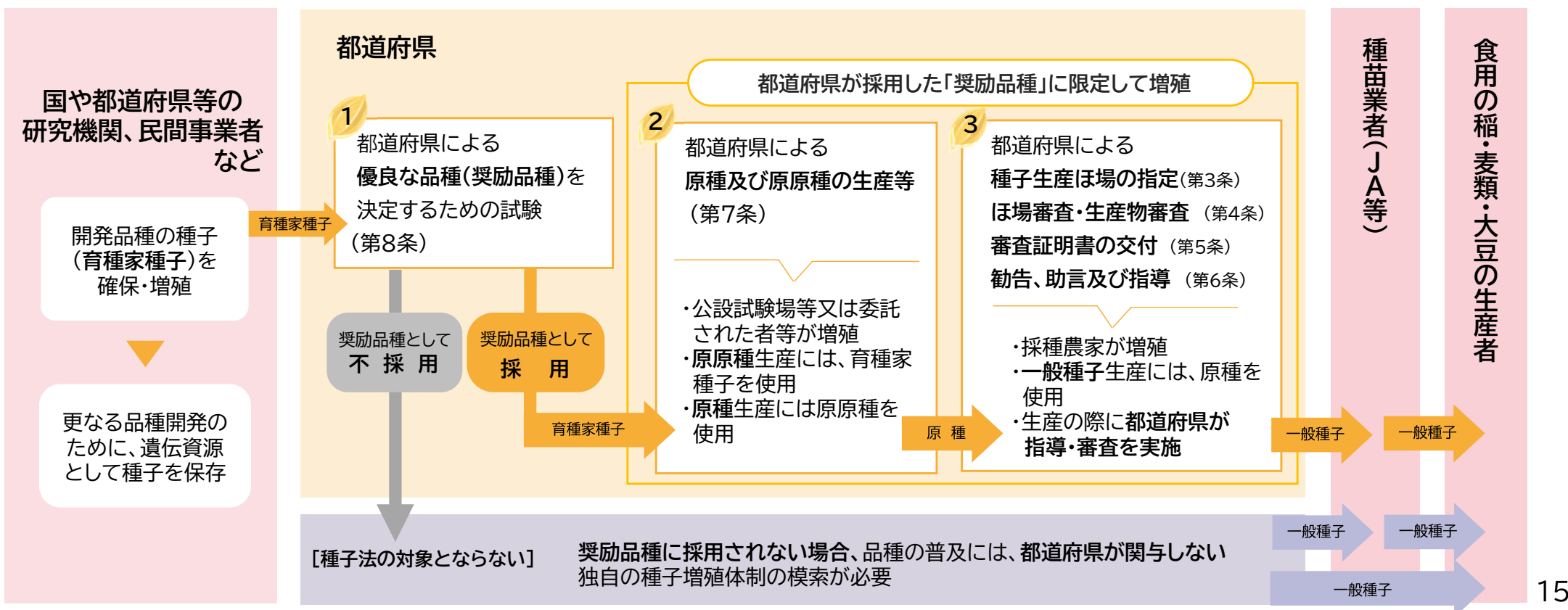
参考

- ・ 主要農作物種子法(種子法)は、食糧増産に対応するため、国の研究機関や他県、民間事業者の開発品種を含めた都道府県が関与する種子増殖の仕組みとして昭和27年に制定された。
- ・ 種子法は都道府県に対し、稲、麦類、大豆について、①普及すべき優良な品種(奨励品種)を決定するための試験(第8条)、奨励品種の種子生産に必要な原種及び原原種の生産(第7条)、③種子生産ほ場の指定、指定種子生産ほ場及び生産される種子の審査の実施(第3～6条)について義務付けをしていた。
- ・ 種子法には品種開発に係る規定は存在せず、稲、麦類、大豆の品種開発は、従来より、種子法が対象としていない野菜・果樹等と同様、国や都道府県等の研究機関、民間事業者によって取り組まれてきた。
- ・ 多様化する需要に対応するため、都道府県の力に加えて、民間事業者の力も生かした種子の供給体制を構築し、多様な需要に応じた種子が供給される環境を整備するため、平成30年4月に廃止された。

品種開発
(種子法に関連法規なし)

稲、麦類、大豆の種子増殖(主要農作物種子法が対象としていた範囲)

種子流通
(種子法に関連法規なし)



しゅようのうさくがつしゅしほう

主要農作物種子法（種子法）の廃止について

～よくあるご質問～

【種子法とは？】

戦後、食糧増産のために稲、麦類、大豆の優良な種子の生産・普及を促す目的で作られた法律です（昭和27年5月制定、平成30年4月廃止）。

種子は、①品種の開発、②種子の増殖、③流通というステップを経て農業者のもとに届きますが、種子法はこのうち「②種子の増殖」について、原種・原原種*の生産などを全ての都道府県に義務付けることで、優良な種子の生産や普及を促すことを目的とした法律でした。

なお、品種開発については種子法とは別の枠組により、国や都道府県、民間の研究機関で行われています。

※原種：農業者が使用する種子の親種、原原種：原種の親種

Q1 なぜ種子法を廃止したのですか？

A. 行政の力に民間の力を加えて、需要に応じた多様な種子が供給されるようにするためです。

法制定から60年以上が経過し、種子の生産技術や品質も向上し、またコメの供給不足も解消されました。

一方で、法律により全ての都道府県に一律に原種・原原種の生産などを義務付けるというやり方を続けてきた結果、いわゆるブランド米の種子供給は各都道府県で積極的に行われてきましたが、近年、需要の伸びている中食・外食用途に適した低コストで生産可能な多収品種等の種子供給はほとんど行われていないなど、多様化する需要に対応できなくなりつつありました。

こうしたことから、法律により一律に義務付けるというやり方を止めるとともに、農業競争力強化支援法を制定することで、都道府県の力に加えて、民間事業者の力も生かした種子の供給体制を構築し、多様な需要に応じた種子が供給される環境を整備することとしました。

Q2 外資系企業に種を支配されて、価格が高くなったり、遺伝子組換え作物が流入することはないですか？

A. 種子法は外資系企業の参入や遺伝子組換え作物とは関係なく、廃止により規制が緩和されるものではありません。

種子法は、外資系企業の参入や遺伝子組換え作物の生産を規制する法律ではないため、種子法の廃止によりこれらの規制が緩和されるということはありません（遺伝子組換え作物については、カルタヘナ法*や食品衛生法、飼料安全法といった別の法律で規制されています）。

また、民間企業により供給される種子の中には、都道府県が供給する種子に比べて価格が高いものがありますが、これらについては、収量性が高く生産物の販売収入が多くなるなどの理由により、農業者の経営判断の中で活用されているところです。

※「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の通称

農林水産省

主要農作物種子法（種子法）の廃止について～よくあるご質問～

Q3 種子の品質はどのように確保されるのですか？

A. 種子法に代わり、種苗法で品質基準が設定されました。

種子法に基づき定められていた稲、麦類及び大豆の種子の品質基準は、すでに種子に関する一般法である種苗法に基づく基準に移し替えられており、今後も種子の品質は確保されていきます。

また、都道府県の供給する種子のみならず、今まで品質基準がなかった民間事業者が生産する種子についても基準が適用されることになりました。

Q4 種子法がなくなると品種の多様性が失われませんか？

A. むしろ、多様な種子を供給するための法廃止であり、品種の多様性が失われることは考えられません。

種子法を廃止し、全国一律に義務付けるというやり方を止めるとともに、農業競争力強化支援法により種子・種苗産業への民間事業者の参入を後押しすることで、都道府県のみならず民間事業者を含め、官民の総力を挙げて需要に応じた種子の供給が行われる環境を整備することとしました。

種子法廃止後も、各都道府県では必要な種子供給業務を行っており、これに要する財政需要についても引き続き、地方交付税が措置されています。

さらに、新たに官民の連携や種子供給体制の整備に取り組む動き、地域の独自性を反映した条例の制定等の動きも出てきており、農林水産省では、このような現場での取組を尊重しつつ、引き続き、種子供給体制の整備に取り組んでいきます。

Q5 各地で種子条例が作られています、種子法を廃止した意味がなくなってしまうませんか？

A. それぞれの地域の実情に応じて種子供給体制を構築しようとしているもので、法廃止の趣旨に反するものではありません。

例えば、稲、麦類及び大豆以外の作物も対象にするなど、都道府県が、それぞれの地域の状況に応じて条例を制定することは、地域にとって必要な措置を自ら判断して講じようとしているものと受け止めています。

これは、多様なニーズに応じた種子供給体制を構築するという、種子法廃止の考え方に沿うものであると考えています。

お問合せ先：農林水産省政策統括官付穀物課03-3502-8111（内線4846）

5-3 主要農作物種子法(平成30年4月1日廃止)の条文

参考

しゅようのうさくぶつしゅしほう

主要農作物種子法

(昭和二十七年五月一日法律第百三十一号)

最終改正:平成一八年六月七日法律第五三号

(目的)

第一条 この法律は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「主要農作物」とは、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。

2 この法律で「ほ場審査」とは、都道府県が、種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいい、「生産物審査」とは、都道府県が、種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。

(ほ場の指定)

第三条 都道府県は、あらかじめ農林水産大臣が都道府県別、主要農作物の種類別に定めた種子生産ほ場の面積を超えない範囲内において、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を指定種子生産ほ場として指定する。

2 その経営するほ場について前項の指定を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県にその申請をしなければならない。

(審査)

第四条 指定種子生産ほ場の経営者(以下「指定種子生産者」という。)は、その経営する指定種子生産ほ場については場審査を受けなければならない。

2 指定種子生産者は、次条の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

3 ほ場審査及び生産物審査(以下本条において「審査」という。)は、指定種子生産者の請求によつて行う。

4 都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があつたときは、当該職員に、審査をさせなければならない。

5 審査の基準及び方法は、農林水産大臣が定める基準に準拠して都道府県が定める。

6 前項の農林水産大臣が定める基準は、主要農作物の優良な種子として具備すべき最低限度の品質を確保することを旨として定める。

7 第四項の規定により、審査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(ほ場審査証明書等の交付)

第五条 都道府県は、ほ場審査又は生産物審査の結果、当該主要農作物又はその種子が前条第五項の都道府県が定める基準に適合すると認めるときは、当該請求者に対し、農林水産省令で定めるほ場審査証明書又は生産物審査証明書を交付しなければならない。

(都道府県の行う勧告等)

第六条 都道府県は、指定種子生産者又は指定種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託した者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行わなければならない。

(原種及び原原種の生産)

第七条 都道府県は、主要農作物の原種ほ及び原原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるよう主要農作物の原種及び原原種の生産を行わなければならない。

2 都道府県は、都道府県以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。

3 第三条第二項の規定は前項の指定について、第四条から前条までの規定は同項の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

(優良な品種を決定するための試験)

第八条 都道府県は、当該都道府県に普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するため必要な試験を行わなければならない。

しゅようのうさくぶつしゅしほう

- 主要農作物種子法廃止(平成30年4月)によって、都道府県に対し全国一律に義務付けていた種子増殖の仕組みがなくなった後も、都道府県は引き続き稲、麦類、大豆の種子供給に関与し、安定的な供給が行われている。
- また、一部の道県は、地域の農業に必要な対応を自ら判断し、独自の義務を課す種子条例等を制定。
- 原種、原原種の生産、ほ場・生産物審査等に対する各県の予算措置状況については、施設・機器更新により年度ごとに変動があるが、主要農作物種子法廃止後は増額傾向にある。

条例制定の状況 (令和7年4月現在)

制定済み 33道県

[参考] 年度別の条例制定状況

～令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度～
18道県	10県	3県	2県

条例における主な特徴

[対象品目の拡大例]

北海道:小豆(あずき)、いんげん、えんどう、そば
栃木県:いちご、その他園芸作物
長野県:そば、伝統野菜

[取組内容の拡充例]

岩手県:県民に対する普及啓発の実施
富山県:他県へ種子供給する前提で種子計画を策定
愛知県:品種開発、民間事業者との連携

県の予算措置状況

年 度	予算額
平成27年度	6.6億円
平成28年度	6.6億円
平成29年度	7.9億円
平成30年度	7.5億円
令和元年度	7.5億円
令和2年度	8.1億円
令和3年度	8.2億円
令和4年度	8.7億円
令和5年度	9.3億円
令和6年度	9.2億円
令和7年度	9.3億円

注:都道府県への聞き取り(当初分)

地方交付税措置について

種苗法及び農業競争力強化支援法に基づき都道府県が行う稲・麦類・大豆の種子に関する業務に要する経費については、種子法廃止前と同様に、地方交付税措置が講じられているため、留意されたい。
※農林水産省「稲、麦類及び大豆の種子について(通知)」を抜粋

しゅようのうさくぶつしゅしほう

- 主要農作物種子法廃止後、官民の連携も含めた新たな種子供給の動きが認められる。
- 民間企業が主体となった、都道府県域を越えた広域の種子供給体制の構築や、中食・外食等に適した品種の普及も始まってきている。
- 種子の安定供給に向けて、引き続き、官民の連携・協力や県域を越えた種子供給体制の整備等を進める。

官民の連携・協力の動き

- 全国への供給も見据え、民間企業や農研機構等が開発した品種について純度の高い原種を生産するための施設を平成30年に整備し、県内の種子供給体制を強化。(富山県)
- 県農業試験場と県内の米卸が共同で中食・外食をターゲットに開発した品種(みのりの郷)を平成31年から実需者に供給。(三重県、(株)ミエライス)
- 民間開発品種(しきゆたか等)を含めた多収性品種の栽培実証を実施。
(平成30年～:秋田県、平成28年～島根県)



種もみクリーン原種供給センター(富山県)

民間主体の県域を越えた種子供給体制等の動き

- (株)神明は、中食・外食等の実需者から引き合いが強い民間育成品種(大粒ダイヤ)について、県域を越えた種子供給による玄米生産産地の拡大を図るとともに、複数産地での栽培技術の確立・普及に向けた取組を実施。(令和2～3年度)
- 住商アグリビジネス(株)は、民間育成品種(しきゆたか)について、品種育成者や複数産地の生産者、米卸と連携し、広域実証による地域に応じた栽培体系の確立・普及に向けた取組を実施。(令和2～3年度)
- 多収良食味米(ほむすめ舞)の育成者権者である先端情報技術企画(株)においては、県域を越えた種子供給による玄米生産産地の拡大と複数産地での栽培技術の確立・普及の取組を開始。
(令和3年度～)



上記ロゴマークは
(株)トオツカ種苗園芸の登録商標